

[事案 2023-82] 新契約取消請求

・令和 6 年 3 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 1 月に乗合代理店を通じて契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、自分の職場の先輩の兄だった。
- (2) 募集人の取扱いで他社の変額保険（以下、「申立外契約」）を申し込んだが、自分の低体重等が理由で引き受けられなかったため、本契約の申込みの際、募集人は自分に対し、診査医には「45 キロ、少なくとも 43 キロと申告してください」と指示し、「体重は 45 キロ」と記載したメモを手渡した。
- (3) 自分の年収は 250 万円程度であるところ、募集人は、本契約の月払保険料を 14 万 5000 円にするためには年収を 800 万円にする必要があるが、自分がそれまで契約していた保険を解約して解約返戻金を資金にすれば大丈夫と説明した。中途解約すると違約金が発生して損にならないかと質問したところ、募集人から「自分で調べてください」と言われたため、保険に詳しい知人に相談すると、10 年間保険料を支払い続けた後に解約するとかなりの金額を損すると言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立外契約の案内をしたところ、申立人は月払保険料を 10 万円程度にして 65 歳くらいで解約したいと述べたため、少なくとも解約控除のある 10 年間は支払いが可能な保険料にすることが重要と説明すると、申立人は、収入以外に、加入中の他社の保険の解約返戻金を原資にすることができると述べたことから、募集人は、10 年間は支払い続けることができる月払保険料として約 14 万円と試算したところ、申立人はそのプランを希望した。
- (2) 募集人は、申立人が変額保険について理解したことを確認した上で、申立人の意向確認を実施し、申立外契約の申込手続を行ったが、申立人が提出した過去の健康診断書の記載により、引受謝絶となった。
- (3) その後、設計書やパンフレットを用いて本契約の内容や診査医の面談によって告知手続を行うこと等を説明し、意向を確認した。募集人は、申立外契約と同様の考え方で保険料を算出し、申立人の了解を得て申込手続を行った。
- (4) 募集人は、申立人に対し、契約締結前交付書面と特別勘定のしおりを手交し、解約控除、解約の不利益、クーリングオフ等の注意喚起情報の説明を行った。
- (5) 募集人は、申立人に対し、当社の引受目安の体重が 43 キロであることを伝え、備忘目的で 43 キロと記載したメモを渡し、体重を増やすためのアドバイスを行ったが、診査医に対し「45 キロ、少なくとも 43 キロと申告してください」とは言っていない。
- (6) 募集人は、申立人に対し、本契約の月払保険料を 14 万 5000 円にするためには年収を 800 万円にする必要があるが申立人がそれまで契約していた保険を解約して解約返戻金を資金

にすれば大丈夫という旨の説明はしていない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。